

# 組合会報告

(理事専決処分報告、令和2年度 事業報告・決算 他)

開催日 令和3年7月20日 於 弁護士会館2階講堂 クレオA

令和3年度の  
お知らせ

組合会報告  
(規約改正報告、組合規約改正  
令和3年度事業計画・予算他)

組合会報告  
(規約改正報告、令和2年度  
事業報告・決算他)

加入の案内

追加加入資格喪失資格  
喪失後の移転による医療費  
の返還、各種届出の手続き

給付の申請

保健事業

弁護士法人を  
設立したら？

東京都弁護士国民  
健康保険組合規約

## 理事専決処分報告

国民健康保険法第二十五条の規定により、下記事項について理事専決処分したので、同条第3項の規定により報告しました。

### 1. 東京都弁護士国民健康保険組合規約改正について

組合の地区を規定する第三条について、現に加入している組合員が住所を第三条に規定する地区外である市町村(北海道札幌市、福島県郡山市、新潟県南魚沼市、長野県北佐久郡軽井沢町、岐阜県(羽島市及び各務原市)、兵庫県西宮市及び奈良県大和郡山市)に転居したため、以下の市町村を規約第三条に定める地区に加える規約改正を行い認可されました(前回組合会(令和3年3月17日開催)に認可申請中として報告、同年4月12日付で認可されました。以下①)。

前回組合会後、新たに群馬県前橋市、大阪府堺市及び福岡県福岡市に転居された組合員から順次届出があり、地区拡大について理事専決処分にて決議し、6月23日付で認可されました(以下②)。

また、新潟県新潟市、静岡県裾野市及び広島県広島市に転居された組合員から順次届出があり、地区拡大について理事専決処分にて決議し、認可申請中です(以下③)。

また、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正等に伴い、新たな規約例に倣った規約改正を理事専決処分にて議決し、4月23日付で認可されました。

#### (1) 組合の地区を定める第三条の改正

- ・ 従 来：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、福島県会津若松市、茨城県(水戸市、土浦市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市及び神栖市)、栃木県(宇都宮市、小山市及び那須塩原市)、群馬県(高崎市及び館林市)、新潟県長岡市、山梨県(大月市及び北杜市)、長野県下高井郡山ノ内町、静岡県(静岡市、浜松市、熱海市、三島市、富士市、田方郡函南町及び駿東郡長泉町)、愛知県(名古屋市、豊川市、刈谷市及び知多市)、三重県津市、京都府京都市、大阪府(大阪市及び豊中市)、奈良県生駒郡安堵町、福岡県北九州市、熊本県熊本市及び沖縄県島尻郡与那原町
- ・ 改正後：①「兵庫県西宮市」を追加(令和2年12月16日理事会議決、令和3年4月12日認可)  
「福島県郡山市」「長野県北佐久郡軽井沢町」「奈良県大和郡山市」を追加(令和3年1月20日理事会議決、同年4月12日認可)  
「北海道札幌市」「新潟県南魚沼市」「岐阜県羽島市」「岐阜県各務原市」を追加(令和3年2月16日理事会議決、同年4月12日認可)  
②「群馬県前橋市」「大阪府堺市」「福岡県福岡市」を追加(令和3年4月16日理事会議決、同年6月23日認可)  
③「新潟県新潟市」「静岡県裾野市」「広島県広島市」を追加(令和3年6月8日理事会議決、認可申請中)

#### (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する国民健康保険組合規約参考例の改正に伴う規約(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金を定める附則)の一部改正(令和3年4月16日議決、令和3年4月23日認可)

※下線部分が追加・変更箇所

#### 附 則(令和三年四月十六日改正)

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第一条 組合は、給与等(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第一項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第六項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、

人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。ただし、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員災害補償法(昭



和四十二年法律第二百一十一号)若しくは同法に基づく条例の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には支給しない。

- 2 傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した三月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)の三分の二に相当する金額(その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の三十分の一に相当する金額の三分の二に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して一年六月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

**第二条** 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第二項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

**第三条** 前条に規定する被保険者(第五条に規定する業務に従事す

る者に限る。次項において同じ。)が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定によりこの組合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

**附 則**(令和二年七月五日改正)

1. この規約の附則(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)は、認可の日から施行し、改正後の第一条から第三条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和二年一月一日から別に定める日までの間に属する場合に適用することとする。

**附 則**(令和三年四月十六日改正)

この規約の附則(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)の改正事項(第一条、第三条)は、認可の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和二年一月一日から別に定める日までの間に属する場合に適用することとする。

## 令和2年度 事業報告

### 1. 事業概況

令和2年度は、所得水準の高い国民健康保険組合に対する医療費等への定率補助の見直しにより、平成28年度から5年間かけて32%の補助率が段階的に削減され13%に引き下げられたことや、高齢者関係の拠出金等の増加に対応するため、令和元年度に引き続き改定を行い、その結果、堅実に決算を了することができました。改めてご負担ご協力いただいた組合員各位に感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に対応し、感染された方等への保険料の減免を行い、被用者に対する傷病手当金のしくみを設けました。特定健康診査等については、厚生労働省からの実施を控えることとの通知により、一時的に健診実施期間等の調整を行い、その後は感染予防対策を徹底し実施しました。

令和2年度決算の概況についてご報告します。前年度対比(令和元年度に行った積立金の振替は除く)、歳入は、保険料約8億円増、国庫補助金約3億7,600万円減、高額医療費共同事業交付金約8,000万円増、繰越金約1億8,500万円減等により実質の歳入合計は約3億1,900万円の増。歳出は、新型コロナウイルス感染の懸念による受診控えの影響もあり保険給付費約2億3,700万円減、被保険者及び賦課額の増等により介護納付金約5,300万円増、後期高齢者支援金約4,600万円増、前期高齢者納付金約860万円増、共同事業拠出金3,900万円増、健診の実施を一時控えたこと等により保健事業費3,000万円減等により実質の歳出合計は約1億3,700万円の減、差引残高は前年度対比約4億5,600万円増の決算となりました。

なお、療養給付費等補助金の一部として措置される特別調整補助金(保険者機能強化分、特別の事情分及び保険者インセンティブ)については、合計約3,736万円を確保することができました。補助対象は、レセプト点検、医療費通知、第三者行為の確認、後発医薬品の普及推進、適正受診の普及啓発、がん検診、歯科カウンセリング、メンタルヘルスカウンセリング、制度改正に対応してのシステム改修、臓器提供意思表示シール、新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免の一部に対する補助等となっております。さらに、前述の保険料減免の一部に対する補助として、別途、災害臨時特例補助金約223万円の交付を受けております。また、マイナンバー制度を活用したオンライン資格確認準備経費について社会保障・税番号制度整備補助金として約3,700万円の交付を受けております。なお、医療費、特定健診等に対する国庫・都費補助につきましては、実績報告後、令和3年度に精算の上、一部返還(約1億1,000万円程度)が見込まれております。

我が国の医療保険制度は、長引く厳しい経済情勢に加え人口減少・少子高齢化が進む社会に対応すべく制度の見直しが迫られており、財政制度等審議会でのさらなる国庫補助金の見直し提案、新型コロナウイルス感染症の動向及び令和4年10月からの土業の適用拡大など、組合財政に及ぼす影響についても予断を許さぬ状況が続いております。今後とも適正な事業運営を基本とし、変化に的確に対応して参る所存であります。

## 2. 組合会

### (1) 臨時組合会(令和2年7月20日開催)

(報告事項)理事専決処分による規約改正

(議決事項)1. 令和元年度事業報告 2. 令和元年度歳入歳出決算(監事監査報告) 3. 令和元年度剰余金処分  
4. 令和2年度予算補正

### (2) 通常組合会(令和3年3月17日開催)

(報告事項)理事専決処分による規約改正

(議決事項)1. 組合規約改正 2. 令和3年度事業計画  
3. 令和3年度歳入歳出予算 4. 令和3年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画  
5. 国民健康保険料滞納者に対し国民健康保険料等の支払訴訟を提起する件

## 3. 理事会・監査

理事会10回、理事会内小委員会2回、監事監査6回(年次監査1回、月次監査5回)

## 4. 保険料

### (1) 保険料月額(令和2年度)

|           | 基礎賦課額   | 後期高齢者支援金等賦課額 | 介護納付金賦課額 |
|-----------|---------|--------------|----------|
| 組合員月額     | 21,300円 | 4,500円       | 5,300円   |
| 家族一人につき月額 | 7,000円  | 4,500円       | 5,300円   |

### (2) 保険料現年度分収納額(基礎賦課額+後期高齢者支援金等賦課額+介護納付金賦課額)

(単位：円)

| 予算額           | 調定額           | 収納額           | 還付未済額   | 不納欠損額 | 未収入額       | 収納率    |
|---------------|---------------|---------------|---------|-------|------------|--------|
| 9,007,014,000 | 9,081,551,600 | 9,053,003,000 | 131,540 | 0     | 28,548,600 | 99.69% |

(令和元年度99.67%)

### (3) 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料減免

(対象は、主たる生計維持者が死亡又は重篤な疾病を負った世帯、感染症の影響により組合員の収入減少が見込まれる世帯で、一定の基準に該当する世帯。減免期間は、死亡又は重篤な疾病を負った世帯は令和2年度第1期～第2期分、収入減少が見込まれる世帯は令和2年度第1期分。)

20世帯 2,617,900円

## 5. 被保険者数(年間平均の推移)

| 年度  | 組合員    | 都内居住<br>組合員 | 被保険者   | 都内居住<br>被保険者 | 被保険者<br>前年度対比<br>(%) | 給付割合別内訳        |              |                |                | 合計     | 特定被<br>保険者 | 介護<br>第2号 |
|-----|--------|-------------|--------|--------------|----------------------|----------------|--------------|----------------|----------------|--------|------------|-----------|
|     |        |             |        |              |                      | 未就学児<br>(8割給付) | 一般<br>(7割給付) | 高齢上位<br>(7割給付) | 高齢一般<br>(8割給付) |        |            |           |
| H30 | 17,997 | 12,742      | 35,037 | 24,990       | 101.13               | 3,902          | 29,690       | 1,036          | 409            | 35,037 | 2,719      | 13,399    |
| R1  | 18,313 | 13,112      | 35,662 | 25,704       | 101.78               | 3,904          | 30,263       | 1,067          | 428            | 35,662 | 2,830      | 13,856    |
| R2  | 18,553 | 13,354      | 36,225 | 26,227       | 101.58               | 3,930          | 30,751       | 1,078          | 466            | 36,225 | 2,889      | 14,256    |

## 6. 療養の給付の推移

療養の給付の推移(事業年報ベース、第三者行為求償・不当利得等控除後)

| 年度  | 診療費(訪問看護・食事療養費含む) |             |               |            |               | 調剤費用額B<br>(円) | A+B<br>総費用額<br>(円) | 保険者負担分<br>(円) | 前年度<br>対比<br>(%) | 1カ月当り<br>平均支払額<br>(円) | 1人当り<br>費用額<br>(円) | 前年度<br>対比<br>(%) |
|-----|-------------------|-------------|---------------|------------|---------------|---------------|--------------------|---------------|------------------|-----------------------|--------------------|------------------|
|     | 診療件数<br>(件)       | 診療日数<br>(日) | 診療費用額A<br>(円) | 受診率<br>(%) | 1件当り<br>日数(日) |               |                    |               |                  |                       |                    |                  |
| H30 | 340,785           | 503,390     | 5,279,514,301 | 972.64     | 1.48          | 1,356,960,620 | 6,636,474,921      | 4,735,973,972 | 102              | 394,664,498           | 189,413            | 101              |
| R1  | 341,870           | 503,085     | 5,635,640,435 | 958.64     | 1.47          | 1,444,473,140 | 7,080,113,575      | 5,054,891,701 | 107              | 421,240,975           | 198,534            | 105              |
| R2  | 290,503           | 426,967     | 5,353,849,002 | 801.94     | 1.47          | 1,369,914,430 | 6,723,763,432      | 4,793,712,020 | 95               | 399,476,002           | 185,611            | 93               |

診療費の内訳推移(医科入院・医科入院外・歯科)

| 年度  | 入院(食事療養費を含む) |             |               |                | 入院外(訪問看護含む) |             |               |                | 歯科          |             |              |                |
|-----|--------------|-------------|---------------|----------------|-------------|-------------|---------------|----------------|-------------|-------------|--------------|----------------|
|     | 診療件数<br>(件)  | 診療日数<br>(日) | 診療費用額<br>(円)  | 1件当り<br>費用額(円) | 診療件数<br>(件) | 診療日数<br>(日) | 診療費用額<br>(円)  | 1件当り<br>費用額(円) | 診療件数<br>(件) | 診療日数<br>(日) | 診療費用額<br>(円) | 1件当り<br>費用額(円) |
| H30 | 3,380        | 26,940      | 1,623,928,509 | 480,452        | 266,425     | 367,979     | 2,917,841,982 | 10,952         | 70,980      | 108,471     | 737,743,810  | 10,394         |
| R1  | 3,396        | 28,506      | 1,771,729,480 | 521,711        | 264,608     | 363,974     | 3,051,076,123 | 11,531         | 73,866      | 110,605     | 772,121,780  | 10,453         |
| R2  | 3,137        | 24,548      | 1,702,646,642 | 542,763        | 221,574     | 302,352     | 2,903,988,480 | 13,106         | 65,792      | 100,067     | 747,213,880  | 11,357         |

## 7. 高齢者関係の拠出金・介護納付金

## 高齢者関係の拠出金推移

| 年度  | 後期高齢者<br>支援金<br>(円) | 病床転換<br>支援金<br>(円) | 前期高齢者<br>納付金<br>(円) | 合計<br>(円)     | 前年度<br>対比<br>(%) |
|-----|---------------------|--------------------|---------------------|---------------|------------------|
| H30 | 1,993,963,676       | 11,130             | 1,237,916,065       | 3,231,890,871 | 113.64           |
| R1  | 2,144,731,657       | 11,246             | 1,257,802,454       | 3,402,545,357 | 105.28           |
| R2  | 2,190,352,859       | 11,393             | 1,266,408,183       | 3,456,772,435 | 101.59           |

※いずれの拠出金・支援金・納付金の金額については、事務費拠出金を含む。

## 介護納付金の推移

| 年度  | 介護納付金<br>(円)  | 前年度<br>対比<br>(%) |
|-----|---------------|------------------|
| H30 | 893,150,776   | 105.40           |
| R1  | 968,329,460   | 108.42           |
| R2  | 1,021,587,828 | 105.50           |

## 8. 高額療養費

## 高額療養費の推移

| 年度  | 件数<br>(件) | 高額療養費<br>(円) | 前年度<br>対比<br>(%) | 1件当り<br>支給額<br>(円) | 前年度<br>対比<br>(%) |
|-----|-----------|--------------|------------------|--------------------|------------------|
| H30 | 2,849     | 264,958,122  | 100.74           | 93,000             | 102.47           |
| R1  | 3,107     | 318,700,437  | 120.28           | 102,575            | 110.30           |
| R2  | 3,390     | 366,081,405  | 114.87           | 107,989            | 105.28           |

## 高額介護合算療養費の推移

| 年度  | 件数<br>(件) | 高額介護<br>合算療養費<br>(円) | 前年度<br>対比<br>(%) | 1件当り<br>支給額<br>(円) | 前年度<br>対比<br>(%) |
|-----|-----------|----------------------|------------------|--------------------|------------------|
| H30 | 2         | 12,407               | 135.85           | 6,204              | 67.93            |
| R1  | 0         | 0                    |                  |                    |                  |
| R2  | 0         | 0                    |                  |                    |                  |

## 9. 療養費

## 療養費の推移

| 年度  | 診療・調剤 |            | 柔道整復師 |            | コルセット |            | 鍼灸・マッサージ |            | 合計    |            | 前年度<br>対比<br>(%) |
|-----|-------|------------|-------|------------|-------|------------|----------|------------|-------|------------|------------------|
|     | 件数    | 支給額<br>(円) | 件数    | 支給額<br>(円) | 件数    | 支給額<br>(円) | 件数       | 支給額<br>(円) | 件数    | 支給額<br>(円) |                  |
| H30 | 189   | 2,109,523  | 8,281 | 33,108,004 | 208   | 7,114,339  | 387      | 6,237,559  | 9,065 | 48,569,425 | 97.11            |
| R1  | 309   | 3,017,143  | 8,219 | 33,483,728 | 212   | 6,546,688  | 381      | 5,623,077  | 9,121 | 48,670,636 | 100.21           |
| R2  | 280   | 2,959,575  | 6,774 | 29,131,506 | 233   | 7,433,854  | 320      | 4,544,991  | 7,607 | 44,069,926 | 90.55            |

## 10. 出産育児一時金・葬祭費・結核精神医療給付金・移送費・傷病手当金

## 出産育児一時金の推移

| 年度  | 件数  | 支給額<br>(円)  | 前年度対比(%) |       |
|-----|-----|-------------|----------|-------|
|     |     |             | 件数       | 支給額   |
| H30 | 490 | 205,343,041 | 93.51    | 93.32 |
| R1  | 428 | 179,632,000 | 87.35    | 87.48 |
| R2  | 404 | 169,556,730 | 94.39    | 94.39 |

## ① 出産育児一時金支給額

| 出産年月日                      | 金額                                    |
|----------------------------|---------------------------------------|
| 平成21年10月1日～<br>平成26年12月31日 | 420,000円<br>(産科医療補償制度未加入の場合は390,000円) |
| 平成27年1月1日～                 | 420,000円<br>(産科医療補償制度未加入の場合は404,000円) |

## 葬祭費の推移

| 年度  | 件数 | 支給額<br>(円) | 前年度対比(%) |        |
|-----|----|------------|----------|--------|
|     |    |            | 件数       | 支給額    |
| H30 | 38 | 2,660,000  | 122.58   | 122.58 |
| R1  | 40 | 2,800,000  | 105.26   | 105.26 |
| R2  | 40 | 2,800,000  | 100.00   | 100.00 |

## ② 葬祭費の支給額

| 死亡年月日     | 金額      |
|-----------|---------|
| 平成9年4月1日～ | 70,000円 |

## 移送費の推移

| 年度  | 件数 | 支給額(円) |
|-----|----|--------|
| H30 | 0  | 0      |
| R1  | 1  | 60,480 |
| R2  | 1  | 52,564 |

## 傷病手当金(新型コロナウイルス感染症に係る分)の推移

| 年度 | 件数 | 支給額 | (前年度対比%) |     |
|----|----|-----|----------|-----|
|    |    |     | 件数       | 支給額 |
| R2 | 0  | 0   |          |     |

(給与所得者が新型コロナウイルスに感染する等の状況から労務不能となり、給与等の支払いを受けられない場合に、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からの労務不能期間を対象)

## 11. 保健事業

- ①医療費通知の実施（平成30年度より年間版医療費通知を作成送付（令和元年12月診療分から令和2年11月診療分までを令和3年2月に全組合員に送付（18,515通））、なお、柔道整復師分については、6月請求分を8月、10月請求分を12月に実施（のべ834通））
- ②柔道整復療養費についての患者調査の実施（多部位負傷、長期継続、頻回傾向の申請書について抽出し実施、平成25年1月～）
- ③後発医薬品差額通知の実施（令和2年4月分および11月分受診分について、のべ1,536名に対して後発医薬品に変更した場合の減額される一部負担金額を通知）
- ④歯科カウンセリングの実施（年間10回、歯科医師を招へい ※令和2年度は4～6月中止のため7回実施）
- ⑤春季健康診断の実施および補助（東京三弁護士会共催、生活習慣病健診、6月20日～7月21日のうち15日間実施 ※6月13日～6月17日のうち4日間中止。弁護士会館（千代田区霞が関）に加え、多摩支部（立川市）及び千葉県弁護士会会議室においても各1日実施。郵便による大腸がん検診を併せて実施。なお、受診者の受診希望に対応して8月17日～8月29日の内6日間、別会場にて追加実施）

### 本組合加入者受診数

| 春季健診   | 大腸がん検診 | 肝炎ウイルス検査 | 腫瘍マーカー検査 | 組合補助合計額     |
|--------|--------|----------|----------|-------------|
| 2,228名 | 793名   | 484名     | 1,432名   | 14,408,800円 |

- ⑥秋季健康診断の実施（東京三弁護士会共催、一般健診等、弁護士会館（霞が関）では、11月12日～12月2日のうち15日間実施、多摩支部（立川）では12月5日、千葉県弁護士会会議室では12月11日に実施、医療機関では令和2年11月2日～令和3年3月19日の間実施）

### 本組合加入者受診数

| 秋季健診   | 大腸がん検診 | PSA検査 | 肝炎ウイルス検査 | 胃がん検診 | 組合補助合計額     |
|--------|--------|-------|----------|-------|-------------|
| 2,885名 | 965名   | 627名  | 468名     | 804名  | 19,157,400円 |

なお、例年2月実施の結果説明会及び健康相談（東京都国民健康保険団体連合会より保健師2名の派遣を受け、加速度脈波計による血管年齢測定含む）は実施なし。電話による結果説明会を2月15日10名、3月8日9名、3月15日8名、4月19日2名 計29名に実施

- ⑦特定健診・特定保健指導の実施（40歳以上の被保険者を対象に、⑤⑥の健診と併せて実施、また、各地域の医療機関についても集合契約を締結し実施、なお、受診数は令和3年5月末判明分までとなります）

### 特定健診受診数

| 対象者数    | 春季健診同時受診 | 秋季健診同時受診 | 地域医療機関での受診 | 人間ドックネットワーク受診同時受診 | 受診合計   | 受診率    |
|---------|----------|----------|------------|-------------------|--------|--------|
| 17,846名 | 1,539名   | 1,593名   | 999名       | 499名              | 4,630名 | 25.94% |

### 特定保健指導利用者数

| 対象者数 | 年度内積極的支援利用者 | 年度内動機付け支援利用者 | 利用者合計 | 利用率    | 特定健診・特定保健指導組合負担合計額 |
|------|-------------|--------------|-------|--------|--------------------|
| 370名 | 20名         | 24名          | 44名   | 11.89% | 33,149,020円        |

- ⑧女性のための子宮がん・乳がん検診の実施

#### こころとからだの元氣プラザでの受診

| 本組合加入者受診数 | 組合補助額      |
|-----------|------------|
| 545名      | 1,945,000円 |

#### ネットワーク受診による地域医療機関での受診

| 本組合加入者受診数 | 組合補助額    |
|-----------|----------|
| 270名      | 793,574円 |

- ⑨出産祝品（ギフトカード（10,000円））の贈呈 696件

- ⑩人間ドックのあっせん 178名受診

|                    |      |
|--------------------|------|
| がん研有明病院健診センター      | 107名 |
| 明治安田健康開発財団新宿健診センター | 14名  |
| こころとからだの元氣プラザ      | 40名  |

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 東京武蔵野病院脳ドックセンター   | 12名 |
| 日本健康増進財団恵比寿健診センター | 5名  |

- ⑪人間ドック・ネットワーク受診（平成25年6月より開始）

|        |                  |
|--------|------------------|
| 587名受診 | 組合補助額 8,020,802円 |
|--------|------------------|

## ⑫歯科健診(ネットワーク受診) (平成30年4月より開始)

|      |              |
|------|--------------|
| 3名受診 | 組合補助額 7,233円 |
|------|--------------|

## ⑬無受診者の表彰

- 平成27年4月から令和2年3月までの5年間無受診世帯(前年度以前表彰者を除く)の方14世帯に対して感謝状および記念品を贈呈。
- 平成22年4月から令和2年3月までの10年間無受診世帯(前年度以前表彰者を除く)の方6世帯に対して感謝状および記念品を贈呈。
- 平成17年4月から令和2年3月までの15年間無受診世帯(前年度以前表彰者を除く)の方1世帯に対して感謝状及び記念品を贈呈。

## ⑭東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム利用券の発行および補助

(発行枚数5,195枚、使用補助券枚数1,187枚)

## ⑮メンタルヘルスカウンセリング

平成25年6月より(株)法研および(株)東京カウンセリングセンターと契約し開始。

令和2年度(令和2年4月～令和3年3月)  
利用状況(のべ回数)

|     | 男性 | 女性  | 合計  |
|-----|----|-----|-----|
| 面接  | 20 | 42  | 62  |
| 電話  | 13 | 137 | 150 |
| WEB | 2  | 6   | 8   |
| 合計  | 35 | 185 | 220 |

参考：令和元年度(平成31年4月～令和2年3月)  
利用状況(のべ回数)

|     | 男性 | 女性  | 合計  |
|-----|----|-----|-----|
| 面接  | 23 | 51  | 74  |
| 電話  | 16 | 67  | 83  |
| WEB | 0  | 4   | 4   |
| 合計  | 39 | 122 | 161 |

## ⑯スポーツクラブのあっせん (株)ルネサンス91名

## 12. 広報について

- 令和2年9月、組合報第82号(65ページ)を発行、メンタルヘルスカウンセリングの案内、ジェネリック医薬品についてのリーフレット、柔道整復療養費のリーフレット等を併せて組合員全員に送付
- 令和3年3月、「令和3年度のお知らせ」(3年度保険料、ホームページ、保険証、健診及び弁護士法人等についてのお知らせ)、オンライン資格確認についてのリーフレットを併せて組合員全員に送付
- 平成22年3月開設の組合ホームページにより、時宜に応じた広報を実施
- 平成20年4月から開始の後期高齢者医療制度に対応して、該当の方への広報活動を75歳到達月の約2カ月前に個別に実施
- 新規介護保険第2号被保険者(40歳到達者)への介護分保険料賦課開始についての広報を該当者に年4回実施

## 13. 情報システムの運用状況

平成28年度に既存システムのサーバー及びクライアント機器等を更改し機能強化のためのシステム修正を実施、また、セキュリティ強化対策として情報漏洩防止及び監視システム、マイナンバー専用の管理システム、マイナンバー利用のための統合専用端末及び専用回線を新たに導入しました。平成29年度においては、平成29年7月より一部情報連携が開始され、更なるセキュリティ強化のため、ファイアーウォール及びL3スイッチの導入を行いました。また、令和2年度において、インターネット接続パソコン1台を保守期限満了のため更新、さらにリモート会議・研修に対応するためノートパソコンを1台増設しました。なお、令和2年度の運用においてシステム障害、情報漏洩事故等の発生の事実は確認されておりません。

## 14. 法令遵守(コンプライアンス)研修

役員および職員に対して1回、職員に対して1回、本組合法令遵守(コンプライアンス)担当理事により研修会を行った。

## 15. むすび

以上のとおり、令和2年度につきましては、厳しい状況下にもかかわらず、組合員・被保険者の皆様、関係各位のご理解・ご協力をいただき、堅実に事業を了することができました。改めて感謝申し上げる次第であります。

## 令和2年度 歳入歳出決算

(単位：円)

| 歳 入 (%) |                         | 歳 出 (%)   |                         |
|---------|-------------------------|-----------|-------------------------|
| 保険料     | 9,074,154,540 (71.362)  | 保険給付費     | 5,416,472,186 (51.071)  |
| 国庫支出金   | 1,485,791,020 (11.685)  | 後期高齢者支援金等 | 2,190,364,252 (20.653)  |
| 都支支出金   | 169,215,445 ( 1.331)    | 前期高齢者納付金等 | 1,266,408,183 (11.941)  |
| 共同事業交付金 | 358,717,000 ( 2.821)    | 介護納付金     | 1,021,587,828 ( 9.632)  |
| 財産収入    | 90,991 ( 0.001)         | 共同事業拠出金等  | 233,363,604 ( 2.200)    |
| 繰入金     | 0 ( 0.000)              | 保健事業費     | 102,513,999 ( 0.967)    |
| 繰越金     | 1,614,377,165 (12.696)  | 積立金       | 90,991 ( 0.001)         |
| 諸収入     | 13,292,301 ( 0.105)     | 総務費・組合会費  | 230,783,941 ( 2.176)    |
|         |                         | 諸支出金      | 144,137,884 ( 1.359)    |
| 合 計(a)  | 12,715,638,462 (100.00) | 合 計(b)    | 10,605,722,868 (100.00) |

歳入歳出差引残高(a-b)

2,109,915,594円

## 財産目録

令和3年3月31日現在における財産は、次のとおり。

- (1) 積立金・準備金等 **1,625,288,800円**
- (2) 備品(財産台帳記載の備品) 20点 **11,507,585円**

(参考)東京都弁護士国民健康保険組合財務規程(抜粋)

第三十三条 組合の財産は、次の各号に掲げる種類ごとに区分して整理するものとする。

- 一 準備金
- 二 積立金
- 三 土地、建物、備品、車輛等の有形固定資産。ただし、ここでいう備品は取得価格が10万円以上のものとする。
- 四 電話加入権、借地権等の無形固定資産
- 五 保証金、電信電話債券等の有価証券

積立金・準備金明細(令和3年3月末)

| 区 分      | 金 額            |
|----------|----------------|
| 特別積立金    | 1,130,010,663円 |
| 給付費支払準備金 | 351,750,743円   |
| 退職積立金    | 143,527,394円   |
| 合 計      | 1,625,288,800円 |

## 令和2年度 決算剰余金処分

令和2年度決算剰余金2,109,915,594円については、国民健康保険法施行令第十九条、第二十条及び第二十一条及び組合規約に基づいて、次のとおり処分する。

| 区 分      | 金 額            |
|----------|----------------|
| 給付費支払準備金 | 5,000,000円     |
| 退職積立金    | 11,000,000円    |
| 翌年度繰越金   | 2,093,915,594円 |
| 合 計      | 2,109,915,594円 |

(参考、平成28年度末より法定必要額の基準改正)

○特別積立金

組合は、毎年度末において当該年度内に請求を受けた保険給付費から国庫補助金(定率分)の額を差し引いた額の2/12、高齢者関係拠出金(後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金等)及び介護納付金の総額から国庫補助金(定率分)の額を差し引いた額の1/12に相当する額を保有する。(目的:組合が解散した場合に診療報酬等の支払いに支障をきたさないように据え置かなければならない資金、国民健康保険法施行令第十九条)

○給付費支払準備金

組合は、直近3カ年度の保険給付費の平均額から直近3カ年度の国庫補助金(定率分)の額の平均額を差し引いた額の1/12に相当する額を保有する。(目的:保険給付費等に不足が生じたときに使用することを目的として保有する資金、国民健康保険法施行令第二十条)

○国民健康保険法施行令第二十条第2項

組合は、規約の定めるところにより、給付費等支払準備金以外の準備金を積み立てることができる。

○組合規約第五十五条の二 この組合は、施行令第二十条第2項に基づき、次の積立をすることができる。

一 退職積立金

○国民健康保険法施行令第二十一条

組合は、毎年度において収入支出の決算上剰余を生じたときは、前条の準備金として積み立てるものを除き、これを翌年度の収入に繰り入れなければならない。

|          | 法定必要額          | 保有額(令和3年3月末)   | 保有率     | 法定必要額を超える保有額 |
|----------|----------------|----------------|---------|--------------|
| 特別積立金    | 1,085,844,147円 | 1,130,010,663円 | 104.07% | 44,166,516円  |
| 給付費支払準備金 | 356,012,729円   | 351,750,743円   | 98.80%  | -4,261,986円  |
| 合計       | 1,441,856,876円 | 1,481,761,406円 | 102.77% | 39,904,530円  |

## 令和3年度 予算補正

①令和2年度決算において国庫補助金の療養給付費等補助金等が過大に交付されたことにより、令和2年度決算終了後、実績報告を行い返還することとなります。前年度同様に高額な返還となることを見込まれるため、令和3年度予算について、諸支出金の償還金及び利子を増額する予算補正。②令和2年度決算確定により歳入の繰越金及び歳出の予備費を予算補正しました。

### 令和3年度東京都弁護士国民健康保険組合歳入歳出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項

令和3年度東京都弁護士国民健康保険組合歳入歳出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ438,889千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,299,722千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

### (第1表) 令和3年度歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

| 款 | 項               | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|---|-----------------|------------|---------|------------|
| 8 | 繰越金             | 1,655,026  | 438,889 | 2,093,915  |
|   | 1 繰越金           | 1,655,026  | 438,889 | 2,093,915  |
|   | 補正されなかった款項に係わる額 | 11,205,807 |         | 11,205,807 |
|   | 歳入合計            | 12,860,833 | 438,889 | 13,299,722 |

(歳出)

(単位:千円)

| 款  | 項               | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----|-----------------|------------|---------|------------|
| 11 | 諸支出金            | 8,102      | 110,000 | 118,102    |
|    | 1 償還金及び利子       | 8,001      | 110,000 | 118,001    |
| 12 | 予備費             | 740,443    | 328,889 | 1,069,332  |
|    | 1 予備費           | 740,443    | 328,889 | 1,069,332  |
|    | 補正されなかった款項に係わる額 | 12,112,288 |         | 12,112,288 |
|    | 歳出合計            | 12,860,833 | 438,889 | 13,299,722 |